

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A は、その旨を総務大臣に届け出て、その B、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに C について検査を受けなければならない。

A	B	C
1 工事が落成したとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	計器及び予備品
2 工事が落成したとき	無線設備	時計及び書類
3 工事落成の期限の日になったとき	無線設備	計器及び予備品
4 工事落成の期限の日になったとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	時計及び書類

A-2 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、どのような手続をとった後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならないことになっているか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線設備の変更の工事を行った免許人は、その工事の結果を記載した書面を添えてその旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 無線設備の変更の工事を行った免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 無線設備の変更の工事を行った免許人は、登録検査等事業者（注）の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
注 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
- 無線設備の変更の工事を行った免許人は、許可に係る無線設備を運用しようとするときは、申請書に、その工事の結果を記載した書面を添えて総務大臣に提出し、許可を受けた後でなければ、その許可に係る無線設備を運用してはならない。

A-3 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局は、免許状に記載された目的又は A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 次の(1)から(4)までに掲げる通信は、①のただし書きの総務省令で定める通信（①の範囲を超えて行うことができる通信）とする。
 - B
 - 船位通報に関する通信
 - 気象の照会又は時刻の照合のために行う海岸局と船舶局との間若しくは船舶局相互間の通信
 - (1)から(3)までに掲げる通信のほか、電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）に定める通信

A	B
1 通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信
2 通信の相手方若しくは通信事項	国又は地方公共団体の事務に関する通信
3 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	国又は地方公共団体の事務に関する通信
4 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線機器の試験又は調整をするために行う通信

A-4 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の B ならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

- | A | B |
|-------------------|-------------------|
| 1 他の無線局 | 妨害を与えない機能を備えなければ |
| 2 電気通信業務の通信を行う無線局 | 妨害を与えない機能を備えなければ |
| 3 電気通信業務の通信を行う無線局 | 妨害を与えないように運用しなければ |
| 4 他の無線局 | 妨害を与えないように運用しなければ |

A-5 無線局の運用に関する次の場合のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
- 2 海岸局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 船舶局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

A-6 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A-7 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条の2まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波 A 及びF2B電波156.525 MHzの指定を受けているものは常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。（注）

注 ただし、船舶局にあつては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であつて、聴守することができないとき及び海岸局については、現に通信を行っている場合は、この限りでない。

② F3E電波156.8 MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの船舶局を除く。）は、その船舶の航行中常時、 B 。

- | A | B |
|---------------|----------------------|
| 1 2,182 kHz | その周波数をできる限り聴守するものとする |
| 2 2,182 kHz | その周波数を聴守しなければならない |
| 3 2,187.5 kHz | その周波数をできる限り聴守するものとする |
| 4 2,187.5 kHz | その周波数を聴守しなければならない |

A-8 海上移動業務の無線電話通信において、相手局を呼び出そうとする場合（注）に他の通信に混信を与える虞があるときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第19条の2及び第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合を除く。

- 1 空中線電力を低減して呼出しをしなければならない。
- 2 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3 少なくとも10分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 速やかに呼出し及び応答を行った後、使用する電波の周波数を他の周波数に変更して通信を行わなければならない。

A-9 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信の呼出しの反復及び再開について述べたものである。無線局運用規則（第21条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における無線電話通信の呼出しは、 反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

- | A | B |
|------------------|------|
| 1 1分間以上の間隔を置いて3回 | 3分間 |
| 2 1分間以上の間隔を置いて3回 | 15分間 |
| 3 2分間の間隔を置いて2回 | 15分間 |
| 4 2分間の間隔を置いて2回 | 3分間 |

A-10 船舶局において安全信号等を受信した場合にとらなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 船舶局は、他の船舶局が送信する安全通報を受信したときは、遅滞なく、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対してその安全通報を送信しなければならない。
- 3 船舶局は、安全信号を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。
- 4 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信（安全通信のことをいう。）を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A-11 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における遭難通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難呼出しを行った無線局は、、遭難通報を送信しなければならない。
- ② 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) 「」又は「遭難」
 - (2) 遭難した船舶又は航空機の
 - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要なとする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ③ ②の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。

- | A | B | C |
|-------------------------|--------|----------|
| 1 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて | メーデー | 名称又は識別 |
| 2 遭難呼出しに対する応答を受信した後速やかに | メーデー | 所有者又は運行者 |
| 3 遭難呼出しに対する応答を受信した後速やかに | ディストレス | 名称又は識別 |
| 4 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて | ディストレス | 所有者又は運行者 |

A-12 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、 **A** により、次の(1)から(6)までに掲げるものを順次送信して行うものとする。

- (1) **B** （又は「遭難」） 1回
- (2) **C** 3回
- (3) こちらは 1回
- (4) 自局の識別信号 3回
- (5) 受信しました 1回
- (6) **B** （又は「遭難」） 1回

A	B	C
1 デジタル選択呼出装置	メーデー	各局
2 デジタル選択呼出装置	ディストレス	遭難警報を送信した無線局の識別信号
3 無線電話	メーデー	遭難警報を送信した無線局の識別信号
4 無線電話	ディストレス	各局

A-13 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の空中線電力が通信を行うために必要最小のものでないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定める条件を満たしていないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の空中線電力が免許状に記載されたものの範囲を超えていると認めるとき。

A-14 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 2 レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- 3 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- 4 通信のたびごとに通信の開始及び終了の時刻、相手局の識別信号、自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数、使用した空中線電力並びに相手局から通知を受けた事項の概要

B-1 次の表の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
A 2 D	<input type="text" value="ア"/>	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="イ"/>
A 3 E	<input type="text" value="ア"/>	<input type="text" value="ウ"/>	電話（音響の放送を含む。）
G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	<input type="text" value="エ"/>
J 3 E	<input type="text" value="オ"/>	<input type="text" value="ウ"/>	電話（音響の放送を含む。）
P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 振幅変調で残留側波帯 | 2 振幅変調で両側波帯 |
| 3 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 | 4 ファクシミリ |
| 5 デジタル信号である2以上のチャンネルのもの | 6 アナログ信号である単一チャンネルのもの |
| 7 電信（自動受信を目的とするもの） | 8 電信（聴覚受信を目的とするもの） |
| 9 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | 10 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 |

B-2 次の記述は、第四級海上無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

第四級海上無線通信士の資格の無線従事者は、次の(1)から(3)までに掲げる無線設備の操作（ 及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。）を行うことができる。

- (1) 船舶に施設する空中線電力 以下の無線設備（ レーダーを除く。）
(2) 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力 の無線設備（レーダーを除く。）
(3) 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの

- | | | | |
|----------------------|----------------------------|----------|----------|
| 1 モールス符号による通信操作 | 2 無線電信の通信操作 | 3 250ワット | 4 500ワット |
| 5 船舶地球局及び航空局の無線設備並びに | 6 航空局の無線設備及び | | |
| 7 75ワット以下 | 8 125ワット以下 | | |
| 9 外部の調整部分 | 10 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの | | |

B-3 海上移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第22条、第23条、第26条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 呼出しは、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下」を順次送信して行うものとする。
- イ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- エ 応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 1回」を順次送信して行うものとする。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

B-4 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、 ア、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため イ に対して通報する等総務省令で定めるところにより ウ に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、 エ 又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信（遭難通信のことをいう。）を受信したときは、 オ 電波の発射を直ちに中止しなければならない。

- | | | | |
|-------------------|----------------------|--------|--------|
| 1 現に通信中の場合を除いて | 2 他の一切の無線通信に優先して | | |
| 3 最も便宜な位置にある無線局 | 4 通信可能の範囲内にあるすべての無線局 | | |
| 5 救助の通信 | 6 遭難通信の幸領 | 7 警急信号 | 8 遭難信号 |
| 9 遭難通信を妨害するおそれのある | 10 すべての | | |

B-5 次に掲げる場合のうち、電波法（第73条第5項）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局のある船舶に関し、その主たる停泊港を変更した旨の届出があったとき。
- イ 無線局のある船舶が外国へ出港しようとするときその他電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。
- ウ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- エ 無線局の検査の結果について指示を受けた免許人からその指示に対する措置の内容が総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告されたとき。
- オ 総務大臣が、無線局の無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するようにその無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。

B-6 船舶局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、船舶局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 船舶局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を廃棄しなければならない。
- ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- エ 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- オ 免許人は、免許状を破損し、又は汚したために免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく、旧免許状を廃棄しなければならない。